

京都市告示第547号

地方税法第20条の5の2及び京都市市税条例第6条第3項の規定に基づき、地方税法等に基づく申告等の期限の延長（平成23年3月30日京都市告示第482号）において別途市長が定めることとされている期日のうち、次の表の左欄及び中欄に掲げる地域に住所を有する個人及び主たる事務所又は事業所を有する法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るもの並びに当該地域に事務所又は事業所を有する者で当該地域に源泉徴収に係る所得税の納税地があるものに係るもの（当該事務所又は事業所における個人の市民税に係るものに限る。）については、同表の右欄に掲げる期限について、平成26年3月31日とします。

平成26年3月20日

京都市長 門川 大作

都道府県名	地域	延長の対象となる申告等の期限
福島県	田村市，南相馬市，伊達郡川俣町，双葉郡広野町，双葉郡楢葉町，双葉郡富岡町，双葉郡川内村，双葉郡大熊町，双葉郡双葉町，双葉郡浪江町，双葉郡葛尾村及び相馬郡飯舘村	個人の市民税，法人の市民税及び市たばこ税に係る申告等（地方税法又は京都市市税条例に定める申告，申請，請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する行為をいう。）の期限のうち，その期限が平成23年3月11日から平成26年3月30日までの間に到来するもの

(行財政局税務部税制課)